

指定介護予防短期入所生活介護事業 運営規程

社会福祉法人ふれあい福祉会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ふれあい福祉会が設置経営する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、要支援状態にある高齢者（以下「要支援者」という。）に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、市町村（以下「保険者」という。）、地域包括支援センター、居宅介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(職員の職種及び職務内容)

第3条 事業所に従事する職員は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者（兼務）

管理業務に従事する。

二 生活相談員

利用者の入退所、生活指導及び処遇の企画立案、実施に関する業務に従事する。

三 介護職員

利用者の日常の介護及び援助業務に従事する。

四 看護職員

利用者の看護業務全般に関する業務に従事する。

五 栄養士

利用者の給食管理及び栄養指導に関する業務に従事する。

六 調理員

利用者の給食業務全般に関する業務に従事する。

(利用定員)

第4条 利用定員は、短期入所生活介護を含めて5名とする。

(介護予防短期入所生活介護の内容)

第5条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

一 生活指導（相談援助等）

二 介護サービス

- 三 健康状態の確認
- 四 送迎
- 五 入浴サービス送迎
- 六 給食サービス
- 七 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第6条 指定介護予防短期入所生活介護の利用料は、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付金額（介護報酬告示上の額）を除いた金額（自己負担額）と食費・滞在費の合計金額（別紙1）とその他の費用の額とする。

- 2 法定代理受領サービスでない指定介護予防短期入所生活介護の利用料
前項のサービス提供の上限を超えるサービスの提供をした場合、その上限を超えるサービスは自己負担とする。

①日常生活において通常必要経費

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は、延岡市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。
- 二 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 三 利用者は、喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- 四 利用者は、事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時における対応方法)

第9条 従業者は、介護予防短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事項が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（身体拘束の制限）

第11条 従業者は、介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、非常災害に備えて毎月1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（個人情報の保護）

第13条 事業所は、個人情報の保護に関する規則に基づき、利用者の個人情報の適正な取り扱い及び個人の権利利益の保護に努めるとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所に従事した職員であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、介護予防短期入所生活介護職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約内容に謳うものとする。

3 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第14条 事業所は、利用者に対し、適切な介護予防短期入所生活介護サービスが提供できるよう、専門知識及び専門技術の向上を図るための研修を行うものとする。

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第40条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための

計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（虐待防止に関する事項）

第41条 施設は、虐待の発生またはその発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 施設における虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報するものとする。

附 則

1. この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
2. この規程は、平成29年 4月 1日改正する。
3. この規程は、令和 6年 4月 1日改正する。